

令和4（2022）年11月30日開催

令和4年度
柏崎市農業委員会第30回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第30回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月30日(水)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案
- 議第1号 農地法第3条許可申請について
- 議第2号 農地法第4条許可申請について
- 議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条許可申請について
- 議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区)
- 議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区)
- 議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議第11号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議第12号 農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要領の一部改正について
- 議第13号 第25期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分について
- 議第14号 令和4年賃借料情報の提供について
- 報第1号 令和4年度農地パトロール結果報告について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第 30 回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第 4 条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は 19 人です。出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は 23 人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、3 番 鈴木 義雄委員、17 番 水野 美保委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について御説明申し上げます。

申請番号 1 西山町上山田地内、田、757 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 2 美穂田地内、2 筆、田、計 3,503 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 3 上田尻地内、6 筆、田、計 2,288 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 4 西山町新保地内、3 筆、田、計 6,180 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 土合新田地内、6 筆、田、計 13,193 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 6 水上地内、5 筆、田、計 7,655 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円及び〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から申請番号 6 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の山崎局長、大橋係長、和田主任、吉田非常勤職員が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 関町地内、田、150 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き夫により既に車庫及び物置部分を含む一般個人住宅が建築され、昭和 57 年頃から住宅敷地の一部として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 関町地内、田、231 m²。車庫、物置、駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き父により既に車庫及び物置の建築及び駐車場の造成が行われ、平成元年頃から宅地等として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 米山町地内、畑、135 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き先代により既に一般個人住宅及び附属屋が建築され、昭和 35 年頃から住宅敷地の一部として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 藤井地内、2 筆、畑、計 93.91 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き先代により、隣接する一般個人住宅の敷地を拡張する形で既に附属屋が建築され、以前から住宅敷地の一部として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 矢田地内、13 筆、田、計 3,602 m²。鉄塔耐震対策工事用地。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請内容につきましては、一時転用期間の終期を、令和 4 年 12 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日に延長するものです。終期の延長の理由につきましては、鉄塔の耐震部材取付作業に時間を要し、予定工期内に仮設設備の撤去作業を完了できなくなったことによるものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 畔屋地内、田、229 m²。給油場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、以前より、譲受人が給油場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。譲受人は土木工事業等を行っており、給油場は自己が保有する業務用車両及び工事用重機等の専用給油場として利用するものです。

申請番号 2 畔屋地内、2 筆、田、計 1,069 m²。資材置場、駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、以前より、譲受人が保有する土木建築工事用の資材置場及び業務用車両用の駐車場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特

に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区）」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区）、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）、（県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（3 筆）、2,041.00 ㎡。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4（2022）年 12 月 16 日。農用地利用集積計画の明細は、6 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号の申請案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議案書 7 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）、（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 10 日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（58 筆）、39,228.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 14 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4(2022)年 12 月 16 日。明細は 8 ページから 10 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号から議第 11 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

事務局でございます。議第 7 号から議第 11 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、10 月に配布をお願いいたしました、更新分と新規の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、11 ページを御覧ください。議第 7 号でございます。一般賃借分の新規設定でございます。15 人の所有者から 12 人の耕作者の方に権利設定が新たにされるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間です。田が 50 筆 48,639.00 m²でございます。

続きまして、18 ページを御覧ください。議第 8 号でございます。一般賃借分の再設定でございます。77 人の所有者から 39 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 245 筆 219,882.00 m²、畑が 21 筆 7,075.00 m²です。

続きまして、38 ページを御覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用貸借権の新規設定分でございます。3 人の所有者から 2 人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 4 筆 2,894.00 m²でございます。

続きまして、40 ページを御覧ください。議第 10 号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。2 人の所有者から 3 人の耕作者の方に権利が設定されるものでございます。3 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 7 筆 7,644.00 m²でございます。

最後になります。43 ページを御覧ください。議第 11 号です。一般法人分賃貸借の再設定分でございます。4 人の所有者から、1 つの法人に権利が設定されるものであります。3 年の契約期間で、畑が 9 筆 5,101.00 m²です。

議第 7 号から議第 11 号のまでについて、御承認を得られれば、12 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 12 月 20 日を予定しています。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号から議第 11 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 7 号から議第 11 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 12 号 農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要領の一部の改正について」及び「議第 13 号 第 25 期柏崎市農業委員会 農地利用最適化推進委員の担当地区・区域の定数配分について」関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 12 号および議第 13 号について、一括して御説明申し上げます。

来年、令和 5 年 7 月 19 日をもちまして、第 24 期の委員の任期が満了となります。時期委員の募集を開始するにあたりましては、農業委員会法の規定により、農地利用最適化推進委員の担当地区・区域定数配分を決定する必要があることから、この 2 つの議案を提出いたします。なお、農業委員に関しましては、従来通り 19 人で市内全域を 1 区として募集をいたします。

まず、議第 13 号から説明をいたします。議案書 50 ページと 51 ページを御覧ください。

農地利用最適化推進委員の合計の定数は、今回の第 24 期と同様に 27 人ですが、担当地区とその定数を改正したいとするものです。その理由は次のとおりです。今年 5 月、農業経営基盤促進法の一部改正において、「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変え法定化されました。それによって、柏崎市が地域の将来の農業の在り方、農地の効率かつ総合的な利用に関する目標を定めた地域計画を策定することになっています。

その中で農業委員会は、10 年後の集約予定を示す目標となる地図の素案を作成することとなるなど、これらを始めとし、今後各地域において農地利用最適化推進委員の役割が一層求められることになってまいります。

このことを念頭に置いた場合、各地区に委員を配置することといたしました。一方、これまで複数人だった地区の廃止をしております。

さらに現在取り組んでいます女性農業委員の登用につきまして、その登用を考慮した場合、女性委員の何名かは中立委員としての役割を担うことが想定されるため、募集の段階で農地利用最適化推進委員を各地域に定数配分いたしたいとするものであります。

具体的には次のとおりの改正となります。議案書の 52 から 53 ページを御覧ください。24 期と 25 期の比較対象となっております。改正の箇所には下線が引いてあります。

田尻、3 人から 2 人、担当地区の大字も改正いたします。中鯖石、1 人から 2 人。中鯖石及び南鯖石、1 人から 0 人。北条、3 人から 2 人 担当地区の大字も改正いたします。柏崎、1 人から 2 人。米山・上米山、0 人から 1 人。上条・別俣、1 人、野田・鶴川、1 人であったものを、それぞれの地区、4 地区にお一人ずつ、計 4 人。複数の地区を 1 人から 0 人。西山、3 人から 2 人、担当地区の大字も改正いたします。

この決定には、田尻、北条、西山における推進委員担当地区、大字を変更する必要があることから、定数配分を前提として、45 ページから 46 ページの議第 12 号をもって、それを規定している農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の中に別表がありますが、こちらを改正するものであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了します。議第 12 号及び議第 13 号について、事務局からの提案説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしとの声あり －

議長

議第 12 号及び議第 13 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 14 号 令和 4 年賃借料情報の提供について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

「議第 14 号 令和 4 年賃借料情報の提供について」、御説明させていただきます。議案書 54 ページを御覧ください。

議第 14 号 令和 4 年賃借料情報の提供について

このことについて、下記により令和 4 年の賃借料の情報を提供するものとする。令和 4

年 11 月 30 日提出 柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏 記 提供期日 令和 5 年 1 月 1 日 提供の方法 農業委員会だより（第 46 号）で、柏崎農業協同組合を通じて組合員に配布する。あわせて柏崎市ホームページに掲載する。提供の内容、別紙のとおり。

続きまして、議案書 55 ページの「柏崎市賃借料情報」を御覧ください。

賃借料情報につきましては、農地法第 52 条の規定により、農業経営基盤強化促進法等により賃借された実勢の賃借料を集計・提供するもので、表には、令和 4 年における賃借料情報が記載されています。

内訳としまして、実際に賃借された筆数は、市内全体で田が 3,132 筆、畑が 62 筆ありました。昨年の筆数は、田が 1,462 筆、畑が 10 筆でしたので、今年の筆数は昨年から約 2 倍に増加しております。増加の主な要因としては、今年は利用権の設定期間が満了となった筆が多数あったことから、契約更新による増加と考えられます。

提供情報につきましては、ここから全データの平均額の 1.7 倍を超える契約と、0.3 倍を下回る契約は、「特殊取引」として除外しております。この基準で除外した筆数は、田 248 筆、畑 17 筆となります。

その結果、提供情報としては、データ総数が田 2,884 筆、畑 45 筆となりました。この特殊取引を除外したあとの、地域別賃借料の「最も多い締結額」、「最低額」、「最高額」、「データ総数」を提供する情報としました。

以上となりますが、説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 14 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 14 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 令和 4 年度農地パトロール結果報告について」事務局の報告を求めます。

大橋係長

皆様におかれましては、夏場を中心に暑い中、農地パトロールの活動を実施いただき、大変お疲れ様でした。

各班から御報告いただきました農地パトロールの結果を取りまとめましたので、御報告申し上げます。資料につきましては、議案書 57 ページから 60 ページの「報第 1 号 令和 4 年度農地パトロール結果報告」を御覧ください。

御報告いただいた内容につきましては、やはり、所有者・耕作者の高齢化やイノシシ被害等による管理不全農地に関するものが多く、解決への糸口が見いだせない状況がうかがえます。

こうした中でも、一部の農地においては、委員の皆様から所有者や耕作者、地元関係者への聴取りや働きかけ、指導といった水際での対応に御尽力いただき、状況が改善方向に向かっているとの御報告もいただいております。

御報告いただいた農地につきましては、今後、精査の上、関係者への連絡や意向調査、非農地通知、指導等の対応を事務局で検討いたします。委員の皆様におかれましては、今後も引き続き、問題の解消に向けて、所有者や耕作者、地元関係者への聴取りや働きかけ、指導をお願いいたします。

報告は以上となります。ありがとうございました。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了します。報第 1 号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 3 0 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____